平成２５年（フ）第５号
熊本県荒尾市一部2057番地71
債務者　渡邉　勝則
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第７号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2775番地６
債務者　中西　晴美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５４０号
沖縄県那覇市小禄１丁目18番19号　シティハウス照屋Ⅱ201
債務者　笠原　夏子（旧姓崎浜）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７号
青森県むつ市松森町18番28号
債務者　林　　寿子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
名古屋市千種区新西２丁目15番８号　みゆき荘103号
債務者　藤村　敏光
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
熊本市南区八幡５丁目１番29号
債務者　井手　次郎
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内東448番地　ハイツ住吉３号室、前住所福島県大沼郡会津美里町字布才地419番地１　布才地団地　３号棟205号室
債務者　長嶺　英律（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
神奈川県平塚市田村８丁目20番27号
債務者　三塚　長治
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７９号
新潟市西区東青山１丁目25番地１　ダイアパレス青山彩都309号
債務者　磴　　康広
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９８号
新潟市北区早通南５丁目２番21―14号
債務者　金浜　　昭
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５３号
新潟市東区中野山１丁目４番地22
債務者　長沼臣紀こと　長沼　　繁
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５４号
新潟市江南区亀田四ツ興野５丁目１番27号
債務者　杉本　道代
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６４号
新潟県五泉市緑町６番３号
債務者　鈴木　正輝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６５号
新潟県村上市岩船新田町４番12号　ウインドラブＣ102
債務者　石田由香里
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４号
新潟県阿賀野市六野瀬39番地３、住民票上の住所新潟県阿賀野市保田2964番地５
債務者　赤井田　徹
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４１８号
愛知県一宮市瀬部字四日市場８－１、住民票上の住所愛知県一宮市千秋町一色字屋敷地93番地
債務者　小澤建築こと　小澤　克彦
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４１９号
愛知県一宮市瀬部字四日市場８－１、住民票上の住所愛知県一宮市千秋町一色字屋敷地93番地
債務者　小澤　節子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部